

## 1 趣旨

一人一人が持つ様々な特性の違いや多様性を認め合い、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を創設する。

## 2 概要

(1)二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する。

(2)市は、宣誓の要件を満たしていることを確認し、宣誓書を受領した後、証明書を交付する。

## 3 パートナーシップの定義

互いを人生のパートナーとし、相互に責任をもって協力し合うことにより、共同生活を行うことを約した二者の関係をいう。

## 4 宣誓することができる者

次のすべての要件を満たした者とする。

(1) 成年(20歳以上)であること。

(2) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有している、又は市内への転入を予定していること(従前自治体において浜松市への転出届をしている場合に限る)

(3) 婚姻をしていないこと。

(4) 宣誓をしようとする者以外とパートナーシップの関係にないこと。

(5) パートナーシップにある者同士が近親者でないこと。

## 5 宣誓に必要な書類(宣誓日以前3カ月以内に発行されたもの)

(1) 住民票の写し又は、住民票記載事項証明

(2) 戸籍抄本など、独身であることが確認できるもの

## 6 交付する書類

(1) パートナーシップ宣誓書の写し(宣誓書に受領印を押印したもの)

(2) パートナーシップ宣誓証明書

## 7 通称名の使用

宣誓には通称名を使用することができる。ただし、社会生活の中で日常的に使用しており、今後も継続して使用していくものに限る。

## 8 多様な性への理解促進

多様性を尊重し認め合う社会の推進に向け、市は事業主や市民に対し制度の周知や多様な性への理解を深めるための啓発を行う。